

法学部の歴史

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学 公開日: 2013-05-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15746

法学部の歴史

吉田善明



(よしだ・よしあき) 法学部教授(憲法・比較憲法)。法学博士。日本公法学会理事。司法試験審査委員(憲法)。一九三六年北海道生まれ。本学法学部卒。同大学院法学研究科修士課程修了。主著『日本国憲法論』(三省堂)『選挙制度改革の理論』(有斐閣)他。

一、法学部の生誕と苦難

法学部は、今から一・二年前の一八八一(明治一四)年に明治法律学校として創立された。一八八一年といえば、自由民権運動が高揚し燎原の火のように広がっていた時期であ

る。フランスにおける法学の隆盛および権利思想の普及を見聞し、かつ学んで帰国した創立者は、それらの法思想、法律を近代日本の礎にすべく教授し、明日の日本を担う人材を養成することを意図して明治法律学校を設立した。人權思想の根底にある「権利・自由」が、明治大学の建学精神とされているのもこうした事情によるものである。

ところで、法学部の前身である明治法律学校の創立「開申書」の内容をみるとつぎのようになっている。修業年限は三年、一日二時間、二〇週間を一期とする。一六歳以上の男子は何人も問わず入学することができる。生徒定員は五〇〇名、教員数七名である。

年次科目配当としては、一年生、法律学（週一三時間）、仏国民法人事ノ部、日本治罪法（以上前期）、仏民法財産ノ部、日本刑法。二年生、法律学（週一三時間、後期一二時間）、仏民法相続ノ部、贈遺ノ部、仏国訴訟法（以上前期）、仏民法証拠ノ部、契約ノ部、仏国訴訟法、経営（一）、（以上後期）。三年生、法律学（週一二時間）、仏民法夫婦財産契約ノ部、交換ノ部、賃貸ノ部、会社ノ部、貸借ノ部、仏国商法会社ノ部、諸手形法、海上保険法、仏国憲法（以上前期）、仏民法附託ノ部、偶成契約ノ部、代理ノ部、和解ノ部、質ノ部、先取特権書入質、仏国商法、船舶法、分散及倒産法、商事裁判法、行政

法、経済学となっている。

創立者岸本辰雄は商法を、宮城浩蔵は日本治罪法、矢代操は仏国民法を担当し、フランスから帰朝したばかりの西園寺公望は仏国憲法、行政法を担当している。西園寺公望は、講師として本学の教壇にたつ偏ら東洋自由新聞を創立し社長となり、自由（リベルテ）についての健筆を振う。翌八二（明治一五）年には、伊藤博文の憲法調査団の一行に加わることになり職を辞している。八四年に帰国するが明治憲法制定の作業には加わっていない。

一八八九（明治二二）年二月に明治憲法が制定されるが、その内容は、フランスの法思想、法律と異なりプロイセン法の影響を受けた君主制の強い国家主義的色彩のものであった。翌九〇年には民法が公布されるが、フランス法の影響を受けた私権の強い民法であったことからその実施をめぐる、延期を主張するドイツ法学派、イギリス法学派と断行を主張するフランス法学派が対立した。本校は断行派の中心となって活躍した。帝国大学の憲法学者は「民法出デテ忠孝滅ぶ」と掲げ延期論に組みした。結果はフランス法学派の敗退であり、それは自由主義法学の敗退を意味するものであった。

二、一九〇〇年代の明治法律学校

明治法律学校の一九〇〇年代の状況を「九大法律学校大勢一覽」(明治三十一年)、専門学校としての「明治大学学則一覽」(明治三十七年八月)に依拠してみると、明治法律学校の修業年限は三年である。当時の判検事登用試験によると、受験資格は成年の男子で「官立学校及司法大臣ニ於テ指定シタル公私立ノ学校ニ於テ三年以上法律学ヲ修メタル証書有スル者」となっている。当時の司法省指定学校は、関西、日本、東京法学院(現在、中央)、独協、東京専門学校(現在、早稲田)、明治、慶応、専修、和仏法律学校(現在、法政)である。入学資格は、尋常中学校卒業者、これと同等以上の学校卒業者である。学期は九月から翌年七月の二学期制である。

学科課程の学年配当科目はつぎのようになっている。第一年、法学通論、民法(総則)、物権、親族編)、刑法総則、刑事訴訟法、経済学(経済原論、経済学史、応用経済、銀行論、貨幣論、外国貿易論)。第二年、憲法、行政法(総論、各論)、民法(物権(一)、債権)、商法(総則、商行為)、民事訴訟法、刑法各論、行政法(総論・各論)、法理学、第三年、民法(債権編残部、相続編)、商法(保険、手形、海商)、民事訴訟法、破産法、国際公法、

国際私法、財政学（歳出入総論、租税論、公債論、歳計予算論）、刑事擬律、民事擬律、訴訟演習。

当時の主要科目の担当講師はつぎのとおりである。（憲法）副島義一、（民法）井上正一、板垣不二男、柿原武熊、田代律雄、小宮三保松、榊原幾久若、木下哲三郎、両角彦六、（商法）富谷銚太郎、岸本辰雄、志田鉦太郎、松岡義正、（破産法）（民訴法）今村信行、前田孝階、（刑法）勝本勘三郎、古賀廉造、（行政法）木下友三郎、（国際公法）神藤才一、（国際私法）野沢武之助などである。

右の講座およびスタッフをみると、法律学校という名が示しているように、実定法中心の学校であることがわかる。とくに、そのことをより具体的な形であらわしているのが当時の訴訟演習である。

「法学の実施運用に熟せんが為に、或は刑事に付き或は民事に付き毎月一回之を行ふ。裁判官あり、陪席判事あり、検事あり、弁護士あり、証人あり、原告あり、廷丁あり、巡查あり、宛然直正の法廷を現出せる感あり。学生をしてその任に当らしめ、校友之を助け、而して裁判長は講師之に当り、以て親しく之を指導し、各人の言動を批判し教示す」（法

学教育」九六頁）と。

また、当時の明治法律学校のイメージは「法律研究熱心な田舎武士的素朴さ」にあると評されている。この頃の判事、検事、弁護士試験合格者数は全国一であったことのおべておこう。

三、大学令にもとづく明治大学法学部

第一次世界大戦を経て、政党内閣が登場し、労働運動、社会運動も盛んになる。いわゆる大正デモクラシーと呼ばれる時期である。

この期は、大学令の発令（一九一八年）によって、専門学校令下の明治大学も一九二〇（大正九）年名実共に大学に昇格し、新学則のもとにスタートした。

法学部は、法律学科と政治学科（一九二五年に政経学部として独立）からなっている。大学の入学資格は、法学部の予科卒業業者、高等学校高等科またはこれと同等以上の学力ありと認められたもの、専門学校による本学予科二年を終了したものとなっている。

大学昇格に際し、文部大臣の許可申請の際のカリキュラムと教員スタッフはつぎのようになっている。

法学学科のカリキュラムは、必修科目と選択科目が明確に区別されている。必修科目は憲法、民法、商法、刑法、民訴、刑訴、外国法（英・独・仏）の七科目である。選択科目としては法制史、経営学、破産法、経済政策、社会政策、演習が設けられている。また、演習が設置されたことによって擬律擬判、口述推問が廃止された。当時のスタッフには鶴沢総明（法学部長）をはじめ泉哲、岡田朝太郎、岡田庄作、植原悦二郎、松本重敏、藤森達三の七名のほかに非常勤講師七名の名が連ねられている（『明治大学百年史第三卷通史編I』七一―二頁）。

新学則による右のようなカリキュラムで法学部の講義が開始されたが、開講された科目数の不足（とくに政治学科）や教室不足から一部の校友を巻き込んだ学生による大学改革騒動が惹起され、大学側の責任が問われる重大な事件となり世間から注目された（植原・笹川事件）。

当時の大学令による大学昇格は、大学設置基準が設けられたこともあって政府の直接的な権力による介入を強めることになる。これによって私学の自治・独立といった理念は稀薄化していくが、明治大学の建学精神は健在であったようである。一九二〇年代後半期、

学生であった三木武夫元首相は、当時のことをこうのべている。「私が氣に入ったのは、明大のもつ自由な雰囲気だった。この点は校歌の文句に偽りはなかった。立身出世的な考えや、世故にたけた功利主義的な考えの学生は、少なかった、みんなあくせくしないで、伸び伸びしていた。

その自由な雰囲気は、独立の精神、自主の精神をつちかうにははなはだ好ましい環境だった。いろいろなことを考えてみる機会を与えてくれたのも明大時代だった」（『明治大学百年の顔』一〇五頁以下）と。

また、一九二九（昭和四）年四月に専門部の法科、商科等と並んで女子部（短大の前身）が設置されている。「設立趣意書」には、女子教育は「良妻賢母を造る教育以外其職業に必要な基礎智識特に法律、経済及商業の学識を授くるは実に時代の要求であると謂わなければならぬ。」「明治大学は率先して女子部を新設し大に女子の天稟の才能を啓発し其向上発展を図り天与の幸福に浴せしめて国家社会に貢献せんとするものである」とのべている（明治大学百年史第二卷史料編Ⅱ三二二頁）。法律と商業の専門的知識を授ける女子のためのが国の最初の高等教育機関の設置であった。女子部の卒業生は、その後日本の女子

法曹界の草分として活躍することになる。

四、戦時体制下の法学部

日中戦争から第二次世界大戦にかけて、日本が軍国主義、超国家主義に傾いたとき、国家と社会からの独立としての権威をもち、冷静さをもって対処している私立大学はほとんどみられない。多くの私立大学は、学問の自立と基礎的研究というよりも時代に対する適応を重視している。わが明治大学も例外ではなく、一九三三年は「明治大学令」を制定し、「明治大学ハ学生、生徒ノ人格ヲ陶冶シ国家思想ヲ涵養シ学問の蘊奥ヲ極メ人類文化ノ発達ニ貢献スルコトヲ以テ使命トス」(第一条)としている。明治大学の建学精神である「権利・自由」「独立・自治」は棚上げされ、国家思想の涵養に努めることを使命とする大学への転換を図っている。一九三九年には、その使命に應えるかのように国策遂行に当る人材の養成を目的とした興亜科が設置され、四〇(昭和一五)年には、大学商議員会で「新体制に即応すべく学則の改正」が可決されている。

一九四三(昭和一八)年には、「学部統合改組要領」を発表し、法学部、商学部、政経学部を統合し、法経学部に改組する方針を打出している。しかも、その要領の中には「人

格高潔ニシテ且ツ時局ニ対スル正シキ認識ト深キ学識トヲ有スル者ノ中ヨリ教授ヲ撰定シ」とある。「時局ニ対スル正シキ認識」を有する者とは、国家主義的思想以外の者の受け入れの拒否である。しかし、この学部統合改組の実施は、教師、学生の抵抗があったためであろうか明らかではないが実行されずに終わっている。そして、翌四四（昭和一九）年には工業専門学校（現理工学部）の設置開校によって時局に対応している（明治大学百年史第二卷史料編Ⅱ六五七頁以下）。

五、戦後改革期の法学部

第二次世界大戦が終り、ポツダム宣言を受諾し、民主政治と基本的人権の尊重が確認された。その自由および人権（権利）思想は、明治大学の創立者が高らかに掲げ鼓吹すべく斗ってきた建学の精神に相通ずるものであった。創立者の思想が六五年を経てやっと日本社会に現実のものとして受け入れられるようになったのである。

日本政府がポツダム宣言を受諾した半月後のいまだ日本国憲法が制定されていない九月一日、当時本学の総長であり、のちに極東国際軍事裁判の弁護団長としても活躍された鶴沢総明は、明治大学の学生に対する談話の中で、人間尊重と「日本民族の持つ平和の歴史

的任務を徹底的に教育面に挿入し、中学（明大付属中学校をいう）筆者加筆）より大学にいたる迄一貫した理念を挿入し以て新時代の要請に応えて行きたい」とのべ、平和への使途として、明治大学の学生は、社会への発展に寄与し努力していかねばならないとメッセージを贈っている。これは日本国憲法の理念の先取りでもあった。

一九四九（昭和二四）年に、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の制定を受けて大学改革は進められ、新制大学が発足した。教育基本法に教育の目的が示され、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」（第一条）と定める。

明治大学は、この教育基本法及び学校教育法の精神に基づいて、「国家社会の形成者として必要な法律、政治経済、文学、商業並びに工業等に関し広く智識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し智的・道徳的及び応用的能力を展開せしめ以て人類文化の向上に資することを目的とする」教育の理念、目的を定める。このときの「新制大学設置許可申請書」（昭和二四年）によると、法学部は、一般教養科目一〇科目（四〇単位）以上、専門

科目一五科目(八〇単位)以上、体育科目四単位以上、卒業単位を一二四単位としている。

専門科目として、(基礎部門) 英米法、独法、法律哲学、法史学、ローマ法、経済学、財政学、政治学、(公法部門) 憲法、行政法、国際法、労働法、経済法、公法演習、(民事部門) 民法、商法、民事訴訟法、国際私法、破産法、民事法演習、(刑事法部門) 刑法、刑事訴訟法、刑事法演習、刑事政策等の講座が配置されている。なお、当時の専任スタッフは、教授として安澤喜一郎、山田準次郎、野田孝明、小出廉二、松岡熊三郎、近藤民雄、野間繁、日沖憲郎、遠藤源六、鈴木萬美、冠木精喜、助教として立石芳枝、宮原三男、近藤功、久野勝、立石龍彦、島田正郎、関根萬之助の一八名であり、外に兼任、兼任スタッフ三三名の名が連ねられている。

当時の教養課程の専任スタッフは、学部所属ではなく、法文系教養課程として申請されている。なお、当時の学生定員は一部、二部とも二八〇名であった。

六、法学部の拡大と改革

明治大学は一九五〇(昭和二五)年に創立七〇年を迎え、日本でも屈指の私立大学に発展している。しかし、大学の飛躍的な発展は、大学における管理組織体制に矛盾をさらけ

だした。一九五五（昭和三〇）年、明治大学専任教授連合会は、改革を求める職員とともに大学の管理体制の民主化、教学権の確立をめざす民主化闘争を展開した。大学の社会的責任を明らかにする意志表示でもあった。また、一九六〇年代後半から七〇年前半には、大学の体質改革を求める紛争が世界的規模でおこった。

明治大学は、これを受けて個別法学部としての改革もさることながら、教育機関としての明治大学の体質改善が問われることになる。大学では大学改革準備委員会を組織し、各学部代表教員、職員による教育研究体制の改革、大学の管理、運営、学生の地位と役割について検討された中間報告を発表し、その実現にむけた努力がなされていく。

法学部では、一九六〇年代の前半に膨張する学生数、学生への期待と将来を展望しながら、カリキュラムを中心にした改革が検討され、一九六三（昭和三八）年から二つのコース制（第一課程、第二課程）が採用され、それぞれのコースに対応するカリキュラムが組まれ、大巾な教員増がはかられている。第一課程は法職課程で定員三〇〇名とし、その課程のねらいは従来からの伝統である裁判官、検察官、弁護士などの法曹界や公務員を旨とするためのものである。したがって、第一課程の学科目をみると、基本科目は基本六法を中

心に、わけても憲法、民法、刑法、演習を必修科目とし、選択科目、自由選択科目が設けられている。これに対し、第二課程は、産業、経済法課程で定員三〇〇名とし、大多数の学生が実業界へ進出することを直視し、新時代における実業界の指導者を養成することを目的としている。第二課程の学科目をみると、必修科目として、憲法、民法、商法、国際法、労働法、演習、外国論文講読、外国文献研究、論文指導を配置し、選択科目として伝統的な法律科目のほか経済系列にウェイトをおいた科目が配置されている。ちなみに、当時のスタッフをみると、専門科目の教授として、松岡三郎（学部長）、小出廉二、野田孝明、安沢喜一郎、島田正郎、和田英夫、野間繁、立石竜彦、鍋田一、山本進一、宮崎繁樹、薄根正男、木村亀二、助教授として、中村雄二郎、大谷正義、鍛冶良堅、玉田弘毅、林深山、江守五夫、鈴木俊光、保住昭一、専任講師として、山崎賢一、小椋利夫、小松俊雄、松平光央、田中館照橋、市毛景吉、吉田善明、一般教育・外国語科目の教授として、園山勇、古関吉雄、町田久一郎、見波精、石一郎、岡本謙次郎、西垣修、助教授として北野富士雄、坂本和男、山崎昂一、菅野昭正、清水吉雄、専任講師として峯重新二郎、由井武夫、村山鉄次郎、篠沢秀夫など計四四人が名を連ねている。

しかし、このコース別教育は、コース分けそれ自体に問題があったためであらうか。それともコース別科目のカリキュラム内容に、あるいは履習方法に問題があったためであらうか。多くの受験生は、第一課程に集中したこともあって、一九七〇年にコース別制を發展的に解消している。

以後、法学部は、社会的要請に即応するカリキュラムを必要に応じて修正を加えながら教育、研究に一層の充実をはかり現在にいたっている。スタッフは七五名の専任教員を擁している（一九九三年一月現在）。また、法学部では、法曹家を希望する学生に配慮するため法制研究所を充実させて司法試験合格者の増大をはかり、近年では、外交官などの国際公務員をめざす者への指導にも力を入れ国際公務員指導室を設置して合格者の輩出に努力している。

おわりに——法学部の発展にむけて

二一世紀を前にして、法学部発展の責任と展望についてのべてみたい。

法学部の将来を想う時、何よりもまず考えられることは、法学部の伝統をふまえ、かつ国際化、情報化に対応する発展をめざすことである。そのためには、第一に、法学部の理

念および使命を再確認し、それに応える教育課程の充実をはかつていくことである。明治大学法学部の前身である明治法律学校の生誕時にみられた教育の理念は、現在においても誇るべき理念として確認されてよい。そしてこの観点から現在の国際的、社会的ニーズに適合するカリキュラムの検討が要請されて然るべきである。

第二は、研究者としての自由な研究の保障である。創立精神に「独立・自治」が謳われている。これは研究・教育の自由を保障する大学の自治の確立を意味しよう。研究者にとって研究・発表・教授の自由の保障は不可欠なるが故にである。しかし、大学の自治を盾に、「自らを鍛え、苦しむ研究・教育」の姿勢を忘れ、安住の場として利用してはならない。こんにち、教師の「自己評価・自己点検」が叫ばれてきている背景には、世論からの教師に対する厳しい批判があることを知っておく必要がある。アメリカ・カナダでは、大学、学部の評価は、学生の偏差値ではなく、教師の質によって決められているが、わが国でもその時がくるであろう。二一世紀の大学の存亡は教師の質による争いの時代かも知れない。もとより、教育・研究の保障には、そのための条件整備が必要である。大学当局はその労を惜しんではならない。

自覚した教師の研究・教育の責任と学生に対する熱心な鍛練によってこそ、法学部は飛躍を遂げていくことになるのである。そしてその時代に培れた多くの成果は、伝統ある法学部の歴史の一頁を刻むことになるのである。